

# ホテル伊豆急 ご婚礼ご披露宴規約

## ご婚礼ご披露宴規約

当館では、ご結婚披露宴のご契約および宴会場の利用に関して、下記のとおり規約を設けておりますので、あらかじめご了承ください。

### 第1条 適用範囲

当館が、ご結婚披露宴に関して締結する契約は、この規約の定めるものとさせていただき、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

### 第2条 お申込金

お申し込み書に必要事項をご記入いただくとともに、お申し込み金として、10万円をお預かりしてご契約といたします。なお、お預かりしたお申し込み金は、総費用の一部とさせていただきます。

### 第3条 ご清算

最終打ち合せ時（約2週間前）にホテルから提示いたします概算のお見積り金額を開催7日前までに現金またはお振込にてお支払いいただきます。差額につきましては、開催日から14日以内にご清算いただきます。

### 第4条 有料人数のご確認

お料理、お飲み物、引出物等をご用意させていただく人数の最終確定は、1週間前の正午までとさせていただきます。それ以降は全て手配完了しておりますので、人数が減少した場合でも料金は頂戴いたします。

### 第5条 ご披露宴時間

披露宴のご使用開始から終了までは、ご予約時に承った所定の室料を頂きますが、当日、お客様のご都合で超過された場合は追加室料を頂戴いたします。ただし、他の宴席との関係上、ご使用の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

### 第6条 取消料

ご契約後の挙式・披露宴のお取消、日程変更につきましては、下記の取消料を頂戴いたします。

挙式・ご披露宴当日の 90日前まで	お申し込み金全額(10万円) 発注済外注品の実費	挙式・ご披露宴当日の 29日前から 10日前まで	最新見積り金額の50%
挙式・ご披露宴当日の 89日前から 30日前まで	発注済外注品の実費 最新見積額の30%	挙式・ご披露宴当日の 9日前から前日まで	最新見積り金額の80%
		挙式・ご披露宴当日	最新見積り金額の100%

# ホテル伊豆急 ご婚礼ご披露宴規約

## 第7条 装飾、余興などの手配

挙式・ご披露宴に関する装飾、装花、美容着付、音響、余興などにつきましては、当館より指定業者到手配をさせていただきます。お客様の都合により直接当館の指定する業者以外の業者に依頼される場合は、ご披露宴を円滑に運営するため、事前に連絡をいただき、了解をさせていただいた後にお願いいたします。なお、直接依頼された業者が行う装飾、余興等に伴う器材の搬入、搬出、または取り付け設置場所等につきましては、当館の美観、動線等を踏まえ、一定のルールの下に実施いただくよう、当館がその業者の方々にご指示申し上げます。

## 第8条 お持込み

ご衣裳、美容着付、お引物、装花の持込みは、原則としてご遠慮願っておりますが、もし、持込みをされる場合は、規定のお持込み手数料を頂戴いたします。また、お料理やお飲み物のお持込みはすべてお断り申し上げます。

## 第9条 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者）およびお客様が直接依頼された業者の方々は、当館の施設・什器・備品等を破損または損傷しないよう充分ご注意ください。もし、施設・什器・備品等に損害賠償が発生した場合は、その修理に関して当館よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、損害賠償金をご負担いただくこととなります。

## 第10条 禁止事項

当館利用規則第10条に定める行為は、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

## 第11条 解約

ご披露宴に出席されるお客様が、次にあたる場合には、挙式・ご披露宴のお申し込みをお断りするか、または、既にご契約いただいている場合解約させていただく場合がございます。この場合、当館よりお申し込み者に対しての損害賠償は負いかねますのであらかじめご了承ください。

- (1) 宿泊約款第5条第3項から第11項に準じると認められるとき
- (2) 宿泊約款第7条第1項から第9項に準じると認められるとき
- (3) この「ご婚礼ご披露宴規約」および個別に結んだ契約に違反するとき

## 第12条 個人情報

当ホテルでは、お客様が提供される個人情報について、当ホテルが婚礼業務を行うために使用し、それ以外の目的には使用いたしません。